

求人情報（健康運動指導士）

明石市福祉局地域総合支援室 様より

【業務内容】介護予防に関する業務（高齢者等への運動指導等）

	臨時職員	産休代替（アルバイト職員）
雇用期間	2019年4月1日～3月31日 一年更新	産休に入る職員の産休日 （2019年6月上旬）～育休終了日まで ※ただし産休中はアルバイト職員、育休中は臨時職員として扱う
勤務時間	週5日 8：55～17：40 （うち休憩1時間） ※本人がフルタイムで勤務が困難な場合、応相談	週5日 8：55～17：40 （うち休憩1時間）
給与	月額 9,180円 ※2018年度月額	月額 9,180円 ※2018年度月額
週休日等	土・日曜日、祝日、年末年始	土・日曜日、祝日、年末年始
賞与	支給あり	支給なし
交通費	通勤距離が2キロ以上の場合支給 ※上限 月額2,619円	通勤距離が2キロ以上の場合支給 ※上限 月額2,619円
年次休暇	10日 ※勤務日数により異なる	
夏季休暇	5日	
退職手当	支給なし	支給なし
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険に加入	健康保険・厚生年金・雇用保険に加入
公務災害	労災適用	労災適用

※産休代替のアルバイト⇒臨時職員への切り替えは、休んでいる職員が育休へ入る月の1日からになります。

※臨時職員は1年間の雇用となり、原則更新はしません。

※どちらの採用でも、2019年度中に任期付短時間勤務職員の採用試験を受験（受験は任意）し、合格した場合は、2020年4月1日から任期付短時間勤務職員として働くことが可能です。

お問い合わせ先：〒673-0886 明石市中崎1丁目5-1

明石市福祉局地域総合支援室 地域総合支援担当

代表メールアドレス：sougoushien@city.akashi.lg.jp

担 当 者：高橋